
日付：2004年8月19日

提出元：NTT 東日本

題名：保護判定基準値のあり方について

1. はじめに

JJ100.01 第3版改訂に向け、保護判定基準値の見直しについて2案が提案されている。本寄書では、保護判定基準値のあり方についての弊社考えを述べる。

2. 保護判定基準値の見直しに関する弊社の考え

2.1 保護判定基準値の設定方法について

弊社は、保護判定基準値の見直しについては、技術標準の基準値として、公平性・透明性を担保するためにも、現在の保護判定基準値同様、計算結果に基づく基準値を基礎とすべきと考える。

また、スペクトル管理は、メーカーの場合は当該製品の設計時点、通信事業者の場合は当該サービスの導入以前に検証する必要がある、フィールドデータ、サービスレベルに基づくという考え方は一線を画するものである。

弊社は、誰もが予め計算できることが必須条件であると考えている。

2.2 保護判定基準値の緩和について

保護判定基準値は、計算方法により算出された値を基礎とし、DSL 事業者間で合意された緩和値等を合わせて設定するという考え方は、JJ100.01 第2版の考え方と同様のため賛成する。

しかし、緩和値の設定にあたっては、JJ100.01 第2版同様、個々の伝送方式ごとに、当該スペクトル適合性を評価するにあたって、計算方法により算定された保護判定基準値に対して緩和値を設定すべきと考える。

全ての伝送システムのスペクトル適合性評価に用いる保護判定基準値そのものを緩和するという考え方は、基礎となる基準値の設定プロセスを曖昧にし、公平性・透明性に欠けるものであると考える。

2.3 TCM-ISDN の扱いについて

「DSL スペクトル管理の基本的要件」において、「保護される伝送方式に分類される伝送方式は、現在又は将来の利用者数が多いことを重要な要件とする。なお、情報通信審議会の答申の考え方において「ISDN についても、約1,000万回線（平成13年度末現在）の利用があり、品質が確保されたサービスとして、固定電話などに広く利用されていること等を踏まえると、（中略）ISDN 及びDSL の利用環境を保護するためには、今後新たに導入される方式において、必要な対策を講じることが妥当なものである」とされている。」とある。また、TCM-ISDN の契約回線数は、平成16年3月末時点において約855万回線ある（NTT東西の情報 Web ステーション公表値（INS ネット64）参照）。

現在、日本のフィールド環境で、DSLスペクトル管理標準の対象とされる伝送システムにおいて、これほど多く提供されている伝送システムは他には無く、仮にTCM-ISDNを除いて保護判定基準値を設定したとしても、実際にはTCM-ISDNから干渉の影響を受ける利用者は存在する。

以上のことから、保護判定基準値の算出・設定については、従来通りTCM-ISDN回線を含めて実施すべきと考える。

C.3.		保護判定基準値	
C.3.2	オープン	保護判定基準値として保護マスクを導入するか？	SMS-08-13 , SMS-09-22 SMS-10-07 , SMS-11-07 SMS-11-08 , SMS-12-10
C.3.3	オープン	保護判定基準は一定のサービスレベルを基に規定すべきか？	会合 # 10 , SMS-11-07
C.3.4	オープン	緩和値（マージン）を設けるか？	SMS-08-17 , SMS-08-18 SMS-09-21
C.4		線路モデル , 干渉源 , 計算方法	
C.4.4	オープン	ISDN を適合性確認の与干渉源から削除するか？	SMS-07-20 , SMS-08-14 SMS-08-17 , SMS-09-21 SMS-10-09 , SMS-10-10 SMS-11-09 , SMS-12-11

以上